

**保險課**

**説明用資料**

# 都道府県会議説明資料

1. 食費・居住費の負担について	1
(1) 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担（生活療養標準負担額）が軽減される患者について	1
(2) 食費及び居住費の日額の標準負担額	2
2. 現金給付の見直しについて	3
3. 出産育児一時金の受取代理について	4
4. 70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化について	8
5. 参考資料	11
(1) 健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の改正内容の一部について（平成18年6月21日事務連絡）	12
(2) 地域型健康保険組合について	19
(3) 健康保険における災害時の一部負担金の減免等規定の創設について	24
(4) 保険料賦課の見直しについて	27
(5) 健康保険における特定保険料率の創設について	29
(6) 政府管掌健康保険の公法人化について	31

# 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担(生活療養標準負担額)が軽減される患者について

## 1 食費及び居住費の負担の見直しの概要

- (対象者) 療養病床に入院する70歳以上(平成18年10月以降。平成20年4月以降65歳以上)の高齢者
- (標準負担額) ① 食費 食材料費及び調理コスト相当を負担(月額4.2万円)  
 ② 居住費 光熱水費相当を負担(月額1.0万円) } ※介護保険と同額
- ※ いずれも一般所得かつ難病等の者でない場合の月額負担額  
 ※ 現行は食材料費相当を負担(月額2.4万円)
- (保険給付) 入院時生活療養の基準額から標準負担額を控除した額を入院時生活療養費として支給  
 ※ 現行の入院時食事療養費は、入院時食事療養の基準額(日額1,920円)から標準負担額(一般所得で日額780円)を控除した額を入院時食事療養費として支給

## 2 「所得の状況」を斟酌して標準負担額を軽減する者

＜低所得者の標準負担額＞	低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	－ 3.0万円	} 介護保険と同じ水準
	低所得者Ⅰ②(年金受給額80万円以下等)	－ 2.2万円	
	低所得者Ⅰ①(老齢福祉年金受給者)	－ 1.0万円	

## 3 「病状の程度」、「治療の内容」を斟酌して標準負担額を軽減する者

入院医療の必要性の高い状態(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する状態や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等といった、診療報酬上の医療区分2又は3の状態)が継続する(※)患者及び回復期リハビリテーション病棟に入院している患者の生活療養標準負担額については、現行の食事療養標準負担額と同額の食材料費相当の負担額とする。

- ※ ①医療区分2又は3の状態が改善して、医療区分1の状態になった場合は、その日から軽減しない。  
 ②医療区分1の状態が悪化して、医療区分2又は3の状態になった場合は、状態悪化前の当月における一の医療機関での入院日数を基準に、それよりも長い日数の間、その状態が継続する場合は、状態悪化前の入院日数を超えた日から軽減する。

## 食費及び居住費の日額の標準負担額

	【現 行】※1	【改正後】※2	(参考)介護保険
現役並み所得者	780円 【260円】	1,380円 + 320円 【460円】	—————
一 般	780円 【260円】	1,380円 + 320円 【460円】	1,380円 + 320円
低所得者Ⅱ	650円 【210円】 ( 500円 ) 【160円】	650円 + 320円 【210円】	650円 + 320円
低所得者Ⅰ②	300円 【100円】	390円 + 320円 【130円】	390円 + 320円
低所得者Ⅰ①	—————	300円 + 0円 【100円】	300円 + 0円

※1 居住費負担はなく、食費負担は食材料費相当額

※2 難病等の患者の負担は現行の食材料費相当額

(注1) 医療保険における食費の日額は平成18年度からの一食単位化前の負担額

(注2) 【 】は一食単位の負担額

(注3) ( )は入院4ヶ月目以降の負担額

(注4) 低所得者Ⅰ①の区分は、老齢福祉年金受給者を対象とし、低所得者Ⅰ②の区分は、現行の低所得者Ⅰのうちそれ以外の者を対象とする。

## 現金給付の見直しについて

【 現 行 】

【 見直し後 】

○ 出産育児一時金

【平成18年10月～】

・ 30万円

・ 35万円に引上げ

○ 出産手当金

【平成19年4月～】

・ 産休中の間、1日につき賃金の6割相当額を支給

・ 賃金の3分の2相当額(ボーナスを反映した水準)を支給

※ 資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合や任意継続被保険者には支給しないこととする。(退職時に継続給付の要件を満たしている者を除く。)

○ 傷病手当金

【平成19年4月～】

・ 最長で1年6ヶ月間、1日につき賃金の6割相当額を支給

・ 賃金にボーナスを反映した水準の額を支給  
(賃金の3分の2相当額)

※ 任意継続被保険者には支給しないこととする。(退職時に継続給付の要件を満たしている者を除く。)

○ 埋葬料

【平成18年10月～】

・ 被用者保険の場合、1ヶ月の賃金相当額(最低保障10万円)を支給

・ 定額5万円を支給

※ 埋葬料(家族埋葬料)付加金については、平成18年度中は現行基準での給付を認めることとする。

# 出産育児一時金の受取代理について

## 新しい少子化対策について（抄）

平成18年6月20日  
政府・与党

### 2 新たな少子化対策の推進

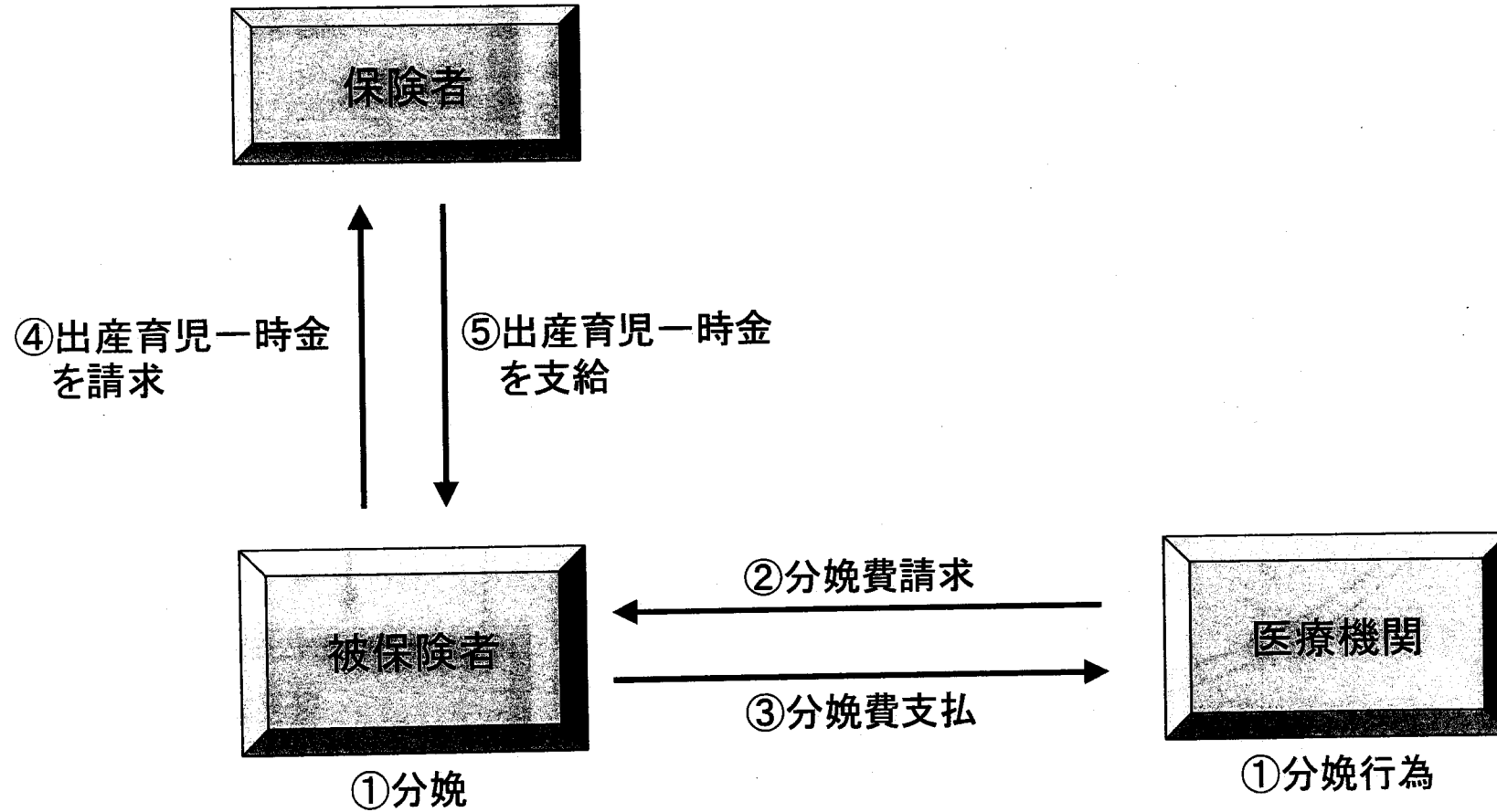
#### (1) 子育て支援策

##### I 新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

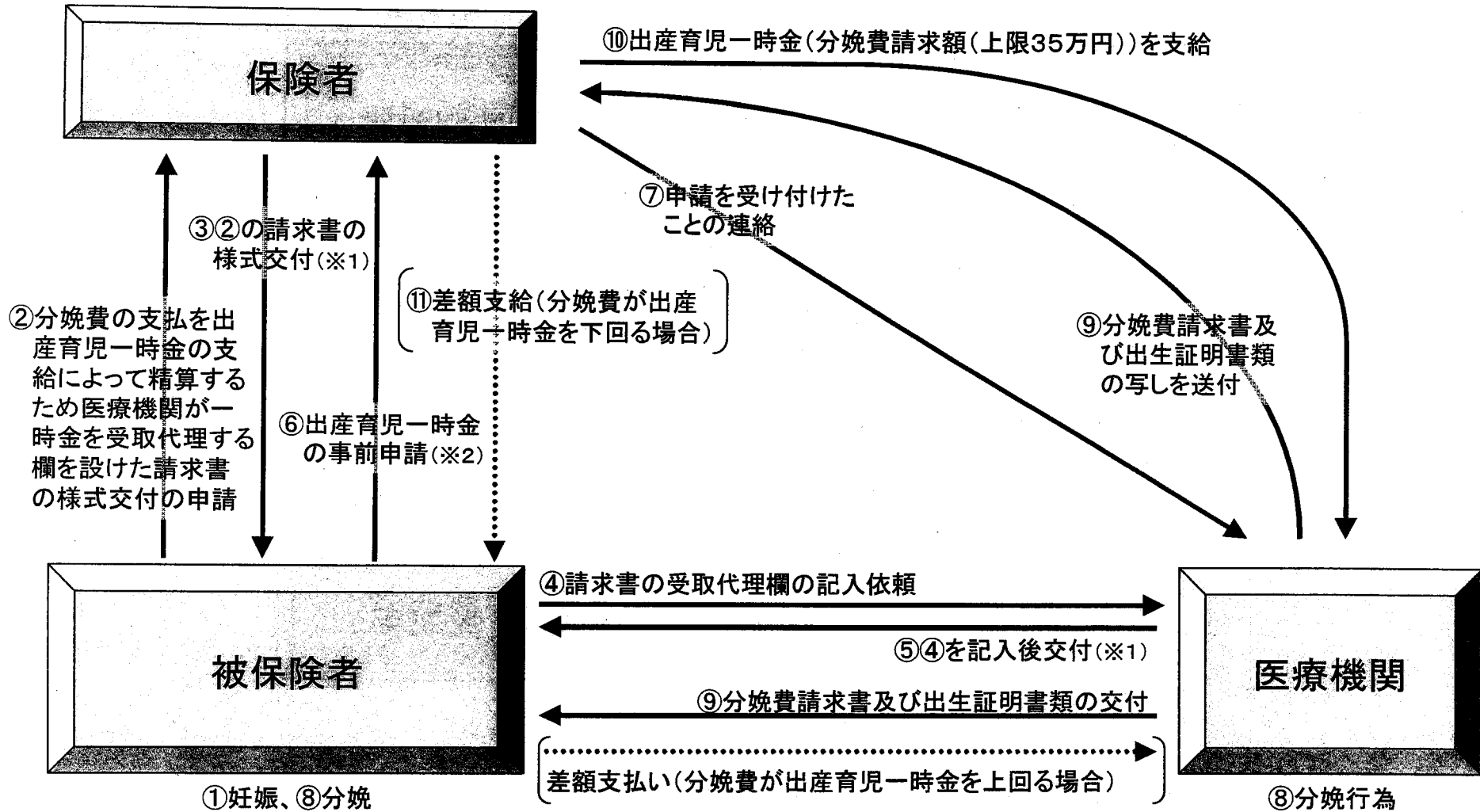
出産費用の負担軽減（①から③の施策）を図り、安心して出産できる環境整備を推進するとともに、子どもが乳幼児期にある子育て家庭を支援する。

- ① 出産育児一時金の支払い手続きの改善
- ② 妊娠中の健診費用の負担軽減
- ③ 不妊治療の公的助成の拡大
- ④ 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
- ⑤ 産科医等の確保等産科医療システムの充実
- ⑥ 児童手当制度における乳幼児加算の創設
- ⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

# 分娩から出産育児一時金の支給まで(現行)



# 妊娠から出産育児一時金による精算まで(改善案)



※1 ③及び⑤の交付に当たって、事実上保険者及び医療機関の同意を得ることとなる。

※2 ⑥の事前申請は、出産予定日まで1ヶ月以内であることを要件とする。(現行の出産費貸付制度を参考)



健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金請求書 (事前申請用)

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被保険者証の記号・番号		生年月日		
	被保険者 (請求者) の氏名	(フリガナ)	事業者の 印	名称	
				所在地	
	被保険者 (請求者) の住所	(フリガナ)			
	被扶養者が出産する ための請求であるとき は、その者の	氏名		生年月日	
	入院する医療機関の	名称			
		所在地			
	被保険者に対する支払金融機関の欄				
金融機関名	店名	預金種別	口座番号		

受 取 代 理 人 の 欄	<p>甲 ( ) は、乙 ( ) を代理人と定め、次の権限を委任する。          甲が請求する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額 (上限35万円) の受領に関する          こと。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>甲 (被保険者) の住所          氏名 印</p> <p>乙 (代理人) の住所          氏名 印</p>			
	受取代理人に対する支払金融機関の欄			
	金融機関名	店名	預金種別	口座番号

## 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化について

### ○現状

70歳未満の被保険者等が、医療機関において受診し、1ヶ月の自己負担額が自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超えたときは、窓口で自己負担額を支払った上で、保険者に高額療養費の支給申請を行う必要がある。保険者は支給申請を受け、レセプトとの突合・内容審査を行ったうえ、後日高額療養費を支給している。

これに対し、70歳以上の高齢者については、平成14年の自己負担率化に伴う高額医療費制度の導入に際して、窓口で支払う金額が急増しないよう、一医療機関ごとの入院に係る高額医療費については現物給付化が行われている。

### ○今回の改正事項

- ・ 70歳未満の被保険者等の入院に係る高額療養費についても、現在の70歳以上の取扱いに合わせ現物給付化し、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることとする。
- ・ 現物給付化するにあたっては、あらかじめ保険者に申請して自己負担限度額に係る認定証を交付されていることを要件とする。

### ○実施時期

- ・ 平成19年4月から実施

### ○現物給付化のスキーム

高額療養費の自己負担限度額は、所得により複数の区分があることから、医療機関窓口でその区分を明らかにするため、被保険者の申請により高額療養費自己負担限度額の適用認定証を交付し、医療機関窓口で提出させることにより現物給付を行う。

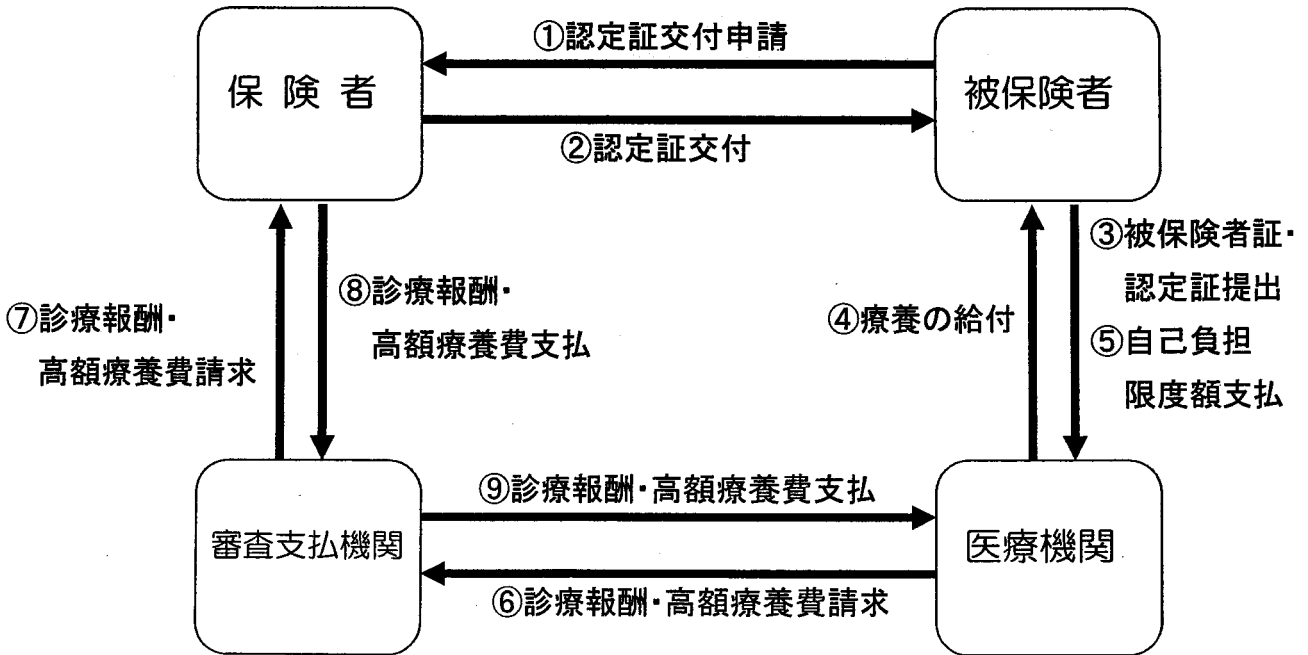
市町村民税非課税世帯（低所得者）には、現行の「標準負担額減額認定証」に代えて「限度額適用・標準負担額減額認定証（仮称）」を交付。上位所得者及び一般区分者には、新たに「限度額適用認定証（仮称）」を交付する。

平成18年8月から平成19年3月までの間に交付される「標準負担額減額認定証」については、経過措置により平成19年7月まで「限度額適用・標準負担額減額認定証」の効力を持たせる。

**改正前と改正後の比較**

区 分	19年3月まで	19年4月より
上 位 所 得 者	被保険者証	被保険者証 限度額適用認定証
一 般	被保険者証	被保険者証 限度額適用認定証
低所得者 (市町村民税非課税)	被保険者証 標準負担額減額認定証	被保険者証 限度額適用・ 標準負担額 減額認定証

**認定証の交付から高額療養費現物給付化までの流れ**



## 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化の仕組み

